

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年 8 月27日
【会社名】	わかもと製薬株式会社
【英訳名】	WAKAMOTO PHARMACEUTICAL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石井 敬志
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町一丁目 5 番 3 号
【電話番号】	(03) 3279 - 0371 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務・広報部長 五十嵐 新
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町一丁目 5 番 3 号
【電話番号】	(03) 3279 - 0371 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務・広報部長 五十嵐 新
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 115,650,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	450,000株	単元株式数は1,000株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(注) 1. 平成22年8月27日(金)開催の取締役会における決議によります。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買い付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称および住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	450,000株	115,650,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	450,000株	115,650,000	-

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。
なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
257	-	1,000株	平成22年9月13日	-	平成22年9月13日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
3. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所に発行価格の総額を払い込むものとします。
4. 発行価格は本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
わかもと製薬株式会社 総務・広報部	東京都中央区日本橋室町一丁目5番3号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 日本橋支店	東京都中央区日本橋室町四丁目3番18号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
115,650,000	180,000	115,470,000

(注)1.発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2.新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
借入金の返済	98,000,000	平成22年11月以降
運転資金	17,470,000	平成22年9月以降

この第三者割当による自己株式処分はキッセイ薬品工業株式会社と安定的な取引関係の構築・強化を図ることを目的とするものです。上記差引手取概算額115,470,000円につきましては、98,000,000円を平成22年11月、平成23年1月の借入金の返済資金に充当し、残りを運転資金とする予定であります。

なお、支出実行までの資金管理につきましては、当社銀行普通口座において適切に管理いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	キッセイ薬品工業株式会社
本店の所在地	長野県松本市芳野19番48号
直近の有価証券報告書の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第65期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日) 平成22年6月29日 関東財務局長に提出
直近の四半期報告書の提出日	(四半期報告書) 事業年度第66期第1四半期(自平成22年4月1日至平成22年6月30日) 平成22年8月12日 関東財務局長に提出

b. 提出者と割当予定先との間の関係(平成22年8月27日現在)

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	当社は当該割当予定先の普通株式200,000株(発行株式総数の0.35%)を保有しております。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	当該割当先は、当社の普通株式3,328,000株(発行株式総数の9.55%)を保有しております
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		当社は当該会社と製品の共同販売、コ・プロモーションなどを行っております。

c. 割当予定先の選定理由

医薬品業界では、引き続き医療費抑制の基調は変わらず、また、一般用医薬品市場も低迷が続いており厳しい環境下で推移しております。

このような状況のなか、当社におきましては、財務体質の改善、また当社グループにとって重要な取引先である割当先との関係強化を図ることを目的に第三者割当による自己株式処分を行うこととしました。

キッセイ薬品工業株式会社は、当社の大株主であるとともに、安定的な取引関係(製品の共同販売、コ・プロモーションなど)を構築・強化することが、当社の収益体質強化につながると考え、今回の自己株式の処分先に選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

割当予定株式数である自己株式 450,000株

e. 株券等の保有方針

割当予定先からは、処分する株式の保有方針について、中期的に継続して保有する意向である旨の報告を受けております。当社は、割当予定先に対して、自己株式処分の期日(平成22年9月13日)から2年間について、割当自己株式の全部または一部を譲渡する場合には、譲渡を受けた者の氏名または名称および譲渡株式数等の内容を直ちに当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容等を証券取引所に報告すること並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の予定であり内諾を得ております。

f. 払込みに要する資金等の状況

有価証券報告書(平成22年3月期)により、払込みに充分必要な現預金21,177百万円を有していることを貸借対照表(平成22年3月31日)にて確認しております。

g．割当予定先の実態

当社は、キッセイ薬品工業株式会社が、会社の履歴、役員、主要株主等について広く公表している企業であり、割当先が企業行動規範を作成し反社会勢力と一切関係を持たないことを宣言し役職員に徹底していることを、キッセイ薬品ホームページの行動憲章及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書（東証）にて確認しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a．処分価額の算定根拠と合理性に関する考え方

処分価額につきましては、平成22年8月27日開催の取締役会決議の直前日である平成22年8月26日の東京証券取引所における当社株式の終値である280円を8%ディスカウントした257円といたしました。

ディスカウントにつきましては、当社株価の変動状況、財務状況や業績見込、事業環境等を総合的に勘案するとともに、割当先が中長期に保有することのリスク面も考慮して、割当先と十分協議の上、決定いたしました。

当該処分価額（257円）については、処分決議日の直前1ヶ月間（平成22年7月27日から平成22年8月26日）における当社株式の終値の平均値（286円）とのディスカウント率が10.14%、直前3ヶ月間（平成22年5月27日から平成22年8月26日）における当社株式の終値の平均値（295円）とのディスカウント率が12.88%、直前6ヶ月間（平成22年2月27日から平成22年8月26日）における当社株式の終値の平均値（304円）とのディスカウント率が15.46%となっておりますが、特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

また、当社は、上記処分価額の算定根拠について、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものと考えております。

なお、当該自己株式の処分に係る取締役会に参加した全監査役は、財務基盤の強化に資するものであること、また当該処分価額については、当該株式の価値を表す客観的な値である市場価額を基準にしており、上記指針も勘案し決定されていること、参考とした市場価額は取締役会決議の直前営業日の最終価額であり、当社の直近の状況が市場評価に反映されていると考えられることから、上記算定根拠による処分価額が有利発行に該当せず適法である旨の見解を述べております。

b．処分数量および株式希薄化規模の合理性に関する考え方

今回の処分数量450,000株は、当社発行株式総数（34,838,325株）に対して1.29%（平成22年3月31日時点の総議決権数33,708個に対する割合は1.33%）であるため、株式の希薄化及び流通市場への影響は軽微であると考えております。また、当社にとって重要取引先である割当先との関係強化を図ることとなり、当社の企業価値向上に資するものと考えております。従って、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本件第三者割当は、希薄化率が1.33%で25%未満であること及び支配株主の異動を伴うものでないことから、大規模な第三者割当に関する事項について該当はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
キッセイ薬品工業株式会社	長野県松本市芳野19番48号	3,328,000	9.87%	3,778,000	11.06%
株式会社プレストシーブ	大阪府茨木市西駅前5番10号	2,500,000	7.42%	2,500,000	7.32%
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町2丁目6番1号	1,720,000	5.10%	1,720,000	5.04%
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	1,690,000	5.01%	1,690,000	4.95%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1番5号	1,393,203	4.13%	1,393,203	4.08%
株式会社千葉銀行	千葉県千葉市中央区千葉港1番2号	1,322,568	3.92%	1,322,568	3.87%
日本ゼトック株式会社	東京都千代田区九段南2丁目3番26号	1,201,200	3.56%	1,201,200	3.52%
アクサ生命保険株式会社	東京都港区白金1丁目17番3号	1,128,000	3.35%	1,128,000	3.30%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	980,527	2.91%	980,527	2.87%
新菱冷熱工業株式会社	東京都新宿区四谷2丁目4番地	750,000	2.22%	750,000	2.20%
計	-	16,013,498	47.51%	16,463,498	48.20%

(注) 1. 平成22年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成22年3月31日現在の総議決権数に、本第三者割当(自己株式数450,000株)による自己株式処分により増加する議決権数を加えて算出した数値であります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成22年8月27日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成22年8月27日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第115期事業年度）の提出日（平成22年6月28日）以後、本有価証券届出書提出日（平成22年8月27日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成22年6月29日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成22年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金2円50銭

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役として、牧田潔明、石井敬志、西尾茂男、神谷信行の4氏を選任する。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

補欠監査役として、土田茂、平井太一郎の両氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	24,164	186	0	（注）1	可決（84.9%）
第2号議案	24,153	197	0	（注）2	可決（84.9%）
第3号議案				（注）3	
牧田 潔明	23,770	580	0		可決（83.5%）
石井 敬志	23,784	566	0		可決（83.6%）
西尾 茂男	23,784	566	0		可決（83.6%）
神谷 信行	23,856	494	0		可決（83.8%）
第4号議案				（注）3	
土田 茂	24,135	215	0		可決（84.8%）
平井 太郎	24,142	208	0		可決（84.9%）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第115期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第116期 第1四半期)	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	平成22年8月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月22日

わかもと製薬株式会社

取締役会 御中

京橋監査法人

代表社員 公認会計士 下村 久幸 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 中川 俊夫 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているわかもと製薬株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、わかもと製薬株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載のとおり、通常の販売目的で保有するたな卸資産については当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分）が適用されている。
2. 重要な後発事象に記載のとおり、平成21年4月30日開催の取締役会において12億3千万円の長期借入金の実施を決議した。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、わかもと製薬株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、わかもと製薬株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月10日

わかもと製薬株式会社
取締役会 御中

京橋監査法人

代表社員 公認会計士 下村 久幸 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 中川 俊夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているわかもと製薬株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、わかもと製薬株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月18日

わかもと製薬株式会社

取締役会 御中

京橋監査法人

代表社員 公認会計士 下村 久幸 印
業務執行社員代表社員 業 公認会計士 中川 俊夫 印
務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているわかもと製薬株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、わかもと製薬株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、わかもと製薬株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、わかもと製薬株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8 月 9 日

わかもと製薬株式会社
取締役会 御中

京橋監査法人

代表社員 公認会計士 中川 俊夫 印
業務執行社員代表社員 公認会計士 小宮山 司 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているわかもと製薬株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、わかもと製薬株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

（追記情報）

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更等に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より、棚卸資産の評価に関する会計基準（企業会計基準第9号 平成20年9月26日）を適用し、たな卸資産の評価方法を後入先出法から総平均法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6月22日

わかもと製薬株式会社

取締役会 御中

京橋監査法人

代表社員 公認会計士 下村 久幸 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 中川 俊夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているわかもと製薬株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第114期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、わかもと製薬株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な会計方針に記載のとおり、通常の販売目的で保有するたな卸資産については当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分）が適用されている。
2. 重要な後発事象に記載のとおり、平成21年4月30日開催の取締役会において12億3千万円の長期借入金の実施を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月18日

わかもと製薬株式会社

取締役会 御中

京橋監査法人

代表社員 公認会計士 下村 久幸 印
業務執行社員代表社員 業 公認会計士 中川 俊夫 印
務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているわかもと製薬株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第115期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、わかもと製薬株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。